

# 定 款

シダックス株式会社

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、シダックス株式会社と称し、英文では SHiDAX CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 飲食店、ドライブイン、ホテル、旅館の企画、開発、経営および宿泊施設の給食・運営管理ならびに給食業務
- (2) 結婚式場、貸席、宴会場の経営
- (3) 弁当および仕出し料理の製造販売業務
- (4) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食品、乳製品および清涼飲料、嗜好飲料の製造販売業務
- (5) 酒類、塩、たばこの販売業務
- (6) 惣菜の製造、加工、販売業務
- (7) 惣菜、寿司、弁当、びん缶詰等加工食品の製造、加工、輸出入業務および販売業務
- (8) 厨房設備機器の設計施工、販売、保守点検および修理業務ならびに建築設備の保守点検および修理業務
- (9) 調理師養成を目的とした学校の経営
- (10) 医薬品、医薬部外品、健康食品、健康関連機器、スポーツ用品、美容用具、介護用品、介護機器、医療用具の販売およびレンタル業務
- (11) カラオケルーム、ゲームセンター、音楽スタジオ等娯楽施設の経営
- (12) 合弁形態およびフランチャイズ形態による飲食店ならびにカラオケルームの開発、加盟店募集および経営指導
- (13) カラオケ機器、ゲーム機器等娯楽機器の販売およびリース業
- (14) 有線テレビ、ラジオ放送事業ならびに有線テレビ、ラジオ放送に関するソフトウェアの企画、製作ならびに販売業務
- (15) 貸室業
- (16) カルチャーセンターの企画、運営業務、経営指導
- (17) イベントの企画運営および広告業
- (18) 煙草の販売ならびに郵便切手、収入印紙、収入証紙および宝くじの売捌
- (19) 食器類、調理器具類、衣料品、日用雑貨類、事務用品、文化・教育・芸術に関する物品およびチケットの販売業務
- (20) 会員制スポーツクラブの経営
- (21) 経営コンサルタント業および経理、人事事務の受託業務
- (22) カードシステムに関する企画およびプリペイドカードの作成の受託ならびにカードの販売業務
- (23) 書籍出版および販売業務
- (24) 通信販売業務
- (25) インターネットおよびパソコン通信によるコンピュータネットワークを経由した商品の売買ならびに情報提供等のサービス業務
- (26) コンピュータのプログラムの作成受託業務
- (27) データ通信サービス業務
- (28) ニューメディア関連機器、コンピュータ、ソフトウェア、画像ソフトウェア、データおよび映像媒体の研究、開発ならびに販売およびレンタル業務

- (29) 労働者派遣業務および各種軽作業請負
- (30) 総合警備保障業務ならびに防犯、防災に関する調査、助言および設備器具の販売業務
- (31) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに建物内外の清掃業務
- (32) 減塩、低カロリーおよびリノール酸などの成分調整食品製造、販売業務
- (33) 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設および社会福祉法人等の施設の管理運営業務
- (34) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の建設、維持管理および運営業務
- (35) 学校、病院、寮、保養施設および社会福祉法人等の施設の総合管理請負
- (36) 車両の運行管理請負および保守点検に関する業務
- (37) 自動車、自動車部品および自動車用品の売買、斡旋ならびに石油類の売買
- (38) 旅客自動車運送事業
- (39) 貨物自動車運送事業
- (40) 自動車の陸送および回送業務
- (41) 旅行業法に基づく旅行業
- (42) ビューティーサロン、エステティックサロン、施術所、診療所、マッサージ店等、美容健康に関する施設、店舗の経営、運営、経営指導
- (43) 日本の歴史・文化教育に関する資料館、遊園地、遊技場、興行場施設および公衆浴場の経営、管理運営業務
- (44) 化粧品、観光土産品、菓子、ライター、文房具および玩具の企画、製造、販売業務
- (45) 水産物、農畜産物の製造、加工および販売業務
- (46) 地域開発、都市開発および同開発に基づく環境整備に関する調査、企画業務
- (47) 土木建築工事の設計、監理および請負
- (48) 金融機関への金銭出し入れおよび郵便物の荷造り発送業ならびに家事事務代行サービス業務
- (49) ビルメンテナンス業
- (50) 有料職業紹介事業
- (51) オフィスオートメーションおよび関連機器の利用に関する教育ならびに指導業務
- (52) 個人および企業の経営活性化のための人材教育ならびに研修業務
- (53) 医療機関等の医事業務請負
- (54) 通所介護、訪問介護および居宅介護支援事業ならびに介護用品および介護機器の販売業務その他介護保険法に基づく介護事業
- (55) 乳幼児および児童の保育の請負
- (56) 児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、放課後子供教室、託児所・保育施設関連事業に関する管理運営業務の請負
- (57) 損害保険代理業
- (58) 保健指導及び特定保健指導業務ならびに保健教育に関する情報提供、講習会・講座等の企画運営
- (59) 配食サービス業
- (60) 携帯情報端末機による広告および通信販売業務
- (61) 名刺作成および印刷業務
- (62) 書類整理およびPDF化業務
- (63) 廃棄書類のシュレッダー業務
- (64) 書類作成ならびに書類およびDM発送業務
- (65) パソコン計算および入力業務
- (66) 倉庫内の書類整理、管理および廃棄等業務

- (67) 清掃業務
  - (68) 農業、農園、牧場の経営及び管理ならびに農作物、畜産物、木材、薪炭、きのこ類、果実類、油脂、山菜の生産、加工および販売業務
  - (69) パン製造販売業務
  - (70) 社員食堂運営補助業務
  - (71) コールセンター受付業務
  - (72) 求人情報処理等人事関係業務
  - (73) 事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理する業務
  - (74) 店舗装飾用品の仕入れ、販売および賃貸
  - (75) 動産のレンタル業およびリース業
  - (76) 動物の販売及び管理業務の受託
  - (77) 前各号に付帯または関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業およびこれに付帯する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都調布市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万250株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

- 2 株主総会は、東京都調布市のほか、東京都区内においても招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することがで

きる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当社の取締役は 11 名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 20 条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役最高顧問、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
  - 3 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発送する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 4 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。
- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項について

は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 予め選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必

要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 39 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当の基準日)

第 44 条 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(期中配当)

第 44 条の 2 前二条のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の場合に受領される時、その支払いには利息をつけない。

## 附 則

1. この定款は、平成 14 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
2. この定款は、平成 14 年 11 月 25 日一部変更して実施する。
3. この定款は、平成 15 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
4. この定款は、平成 16 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
5. この定款は、平成 17 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
6. この定款は、平成 18 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
7. この定款は、平成 19 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
8. この定款は、平成 21 年 1 月 4 日一部変更して実施する。
9. この定款は、平成 21 年 6 月 26 日一部変更して実施する。
10. この定款は、平成 22 年 1 月 6 日一部変更して実施する。
11. この定款は、平成 23 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
12. この定款は、平成 24 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
13. この定款は、平成 26 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
14. この定款は、平成 27 年 6 月 26 日一部変更して実施する。
15. この定款は、平成 28 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
16. この定款は、平成 29 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
17. この定款は、平成 30 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
18. この定款は、令和元年 7 月 16 日一部変更して実施する。

19. この定款は、令和2年2月21日一部変更して実施する。
20. この定款は、令和4年6月24日一部変更して実施する。
21. この定款は、令和5年6月29日一部変更して実施する。